

障害者の住まいの場の確保に関する 施策について

平成28年1月25日

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

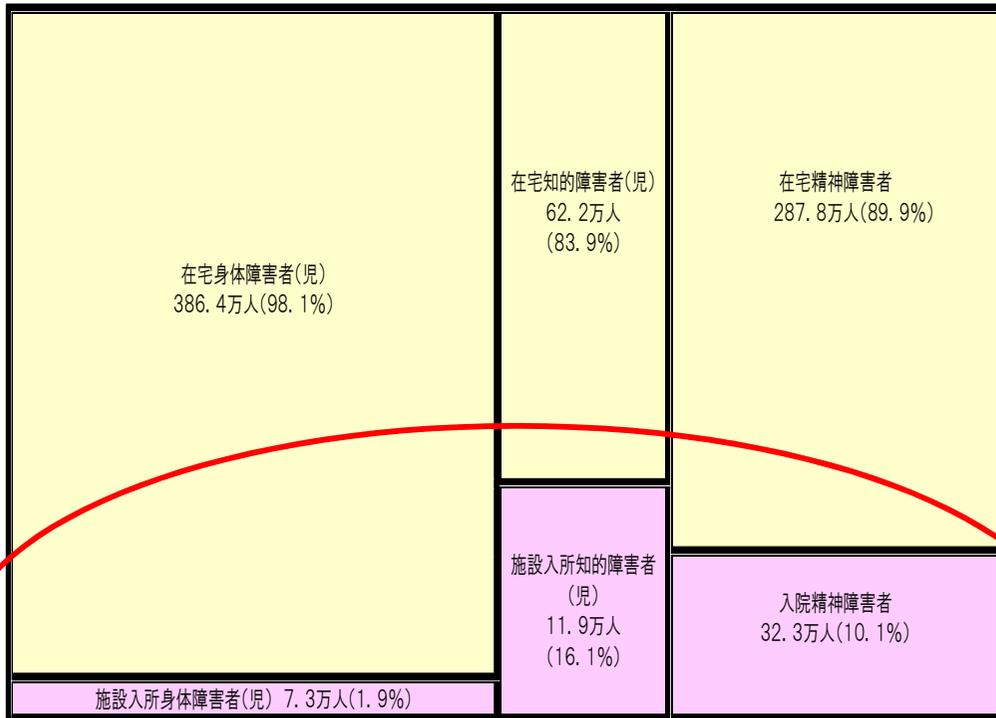
障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
 うち在宅 736.4万人(93.5%)
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)

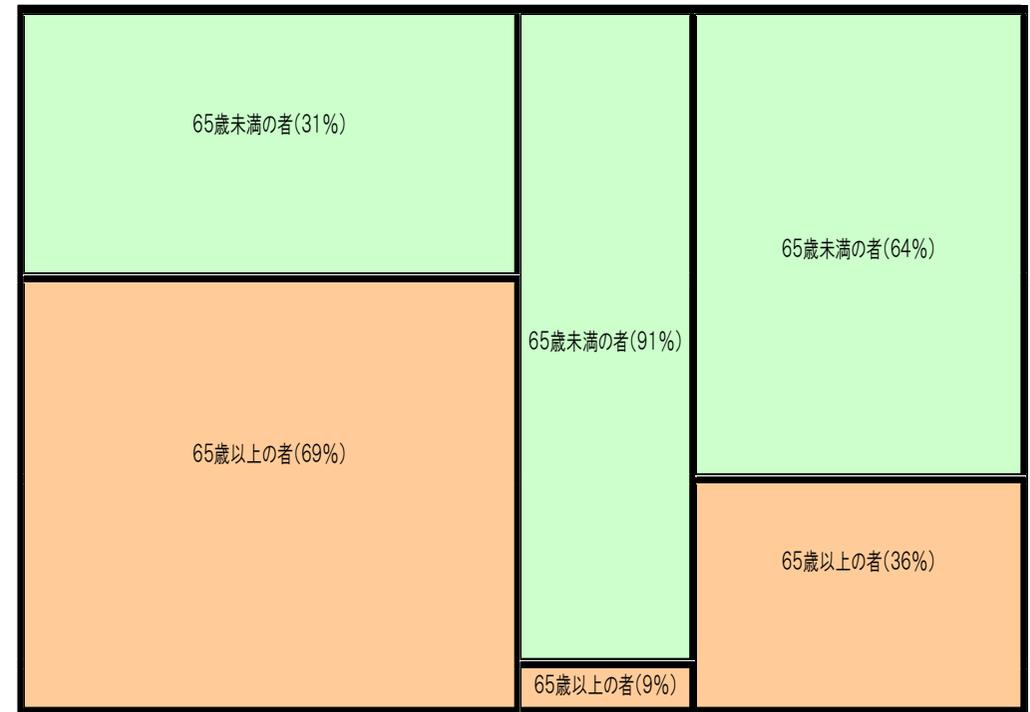
身体障害者(児) 393.7万人
 知的障害者(児) 74.1万人
 精神障害者 320.1万人



(年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
 うち65歳未満 50%
 うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人
 知的障害者(児) 74.1万人
 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

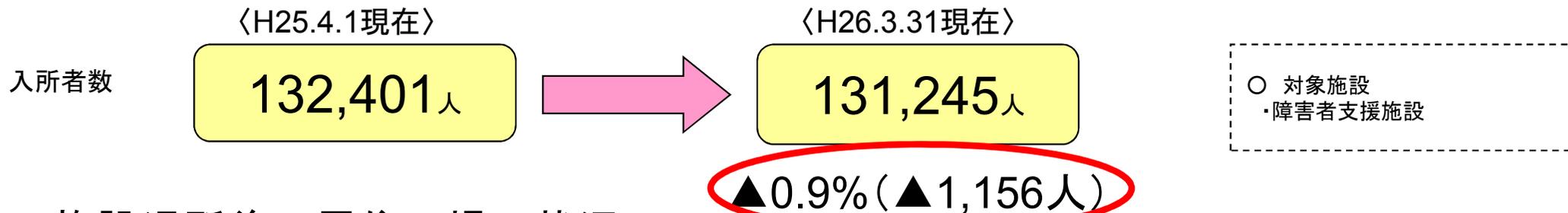
※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

※ 2, 522施設からの回答を集計。

1 入所者の推移



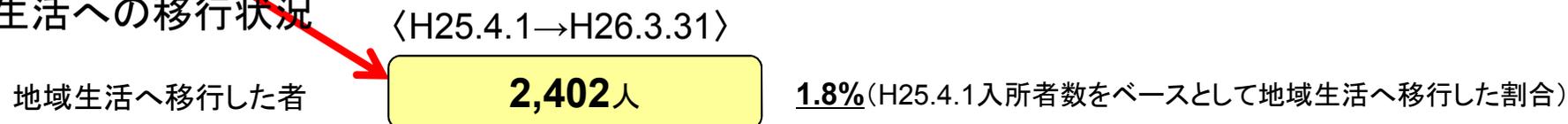
2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
2,402人 (33.8%)	882人 (12.4%)	430人 (6.1%)	27人 (0.4%)	1,116人 (15.7%)	2,077人 (29.2%)	168人 (2.4%)	7,102人	5,946人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況



〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅 (公営住宅を除く)	その他民間住宅	
752人 (31.3%)	410人 (17.1%)	22人 (0.9%)	878人 (36.6%)	34人 (1.4%)	7人 (0.3%)	260人 (10.8%)	39人 (1.6%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A 型	就労継続支援B 型	地域活動支援セ ンター
761人 (31.7%)	31人 (1.3%)	46人 (1.9%)	113人 (4.7%)	53人 (2.2%)	422人 (17.6%)	34人 (1.4%)
一般就労	学校 (能力開発校含む)	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
290人 (12.1%)	36人 (1.5%)	42人 (1.7%)	92人 (3.8%)	69人 (2.9%)	255人 (10.6%)	158人 (6.6%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
2,671人 (44.9%)	1,107人 (18.6%)	97人 (1.6%)	19人 (0.3%)	1,574人 (26.5%)	478人 (8.0%)	5,946人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公 営住宅を除く)	その他民間住宅	
185人 (6.9%)	86人 (3.2%)	5人 (0.2%)	2,237人 (83.8%)	25人 (0.9%)	3人 (0.1%)	86人 (3.2%)	44人 (1.6%)

グループホームの概要

- ☆ グループホームは、障害のある方が**地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**5名程度**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 障害者の方に対し、共同生活住居において、**相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援**を併せて提供。

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



- ★ **住宅地に立地**
- ★ **入居定員は原則10名以下**
(既存建物を活用する場合は、最大30名以下)

	グループホーム（共同生活援助）	
	（介護サービス包括型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能	
サービス内容	食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助	
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び支援区分に応じて 668単位～182単位	世話人の配置に応じて（基本サービス） 259単位～121単位 サービスに要する標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 95単位～
事業所数	5,338事業所	1,487事業所
利用者数	83,248人	16,154人

99,402人

グループホームの制度施行時の基本的な性格

[精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル]（平成元年6月 厚生省児童家庭局障害福祉課）抜粋

第一 総論

1～3（略）

4 グループホームの基本的性格

- ①（略）
- ② グループホームは、地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点であること。
- ③ グループホームは、施設を単に小型にしたというものではないこと。
- ④（略）
- ⑤ グループホームにおける入居者の日常生活は、指導・訓練的なものが最小限であり、管理性が排除されたものであること。
- ⑥（略）

第二 各論

4 グループホームに供する建物（住宅）

（1）住宅の条件

イ. グループホームとして使用する住宅は、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければなりません。

ロ及びハ（略）

注10 グループホームの特色は、障害を持った人達が少人数で支え合って暮らすことにあります。

5 入居者

（1）及び（2）（略）

（3）入居者の人数

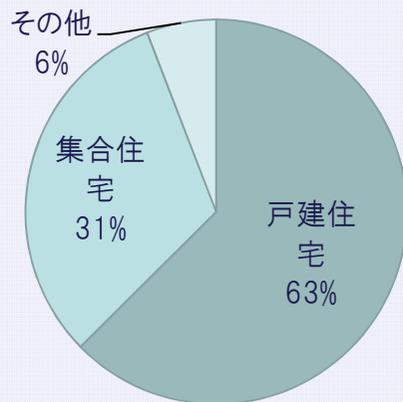
グループホームの入居者の人数は、4～5人を標準とします。（4人未満は認めません。6～7人でも世話人は1人です。）

グループホーム・ケアホームの利用建物の状況

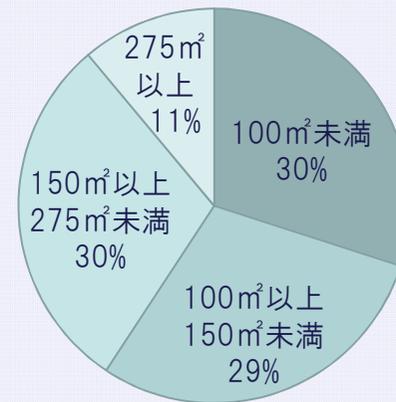
グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物の形態は、戸建住宅が62.6%(9,589住居)、集合住宅が31.5%(4,825住居)、その他が5.9%(897住居)となっており、利用建物の面積は、275㎡未満が約9割(13,401住居)となっている。

また、共同生活住居のうち74.9%(11,443住居)が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると、賃貸の割合が71.0%(10,843住居)となっている。

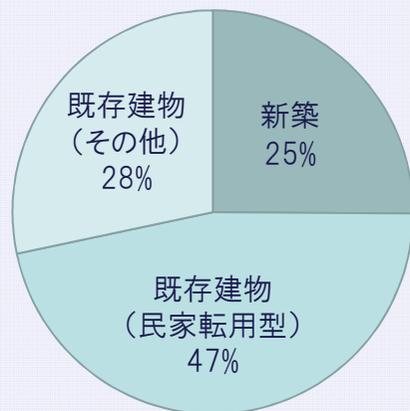
建物形態



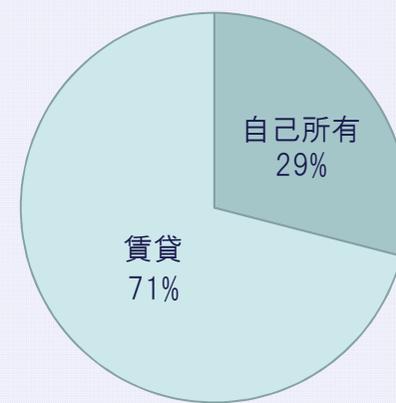
面積



新築・既存建物活用の別



所有関係



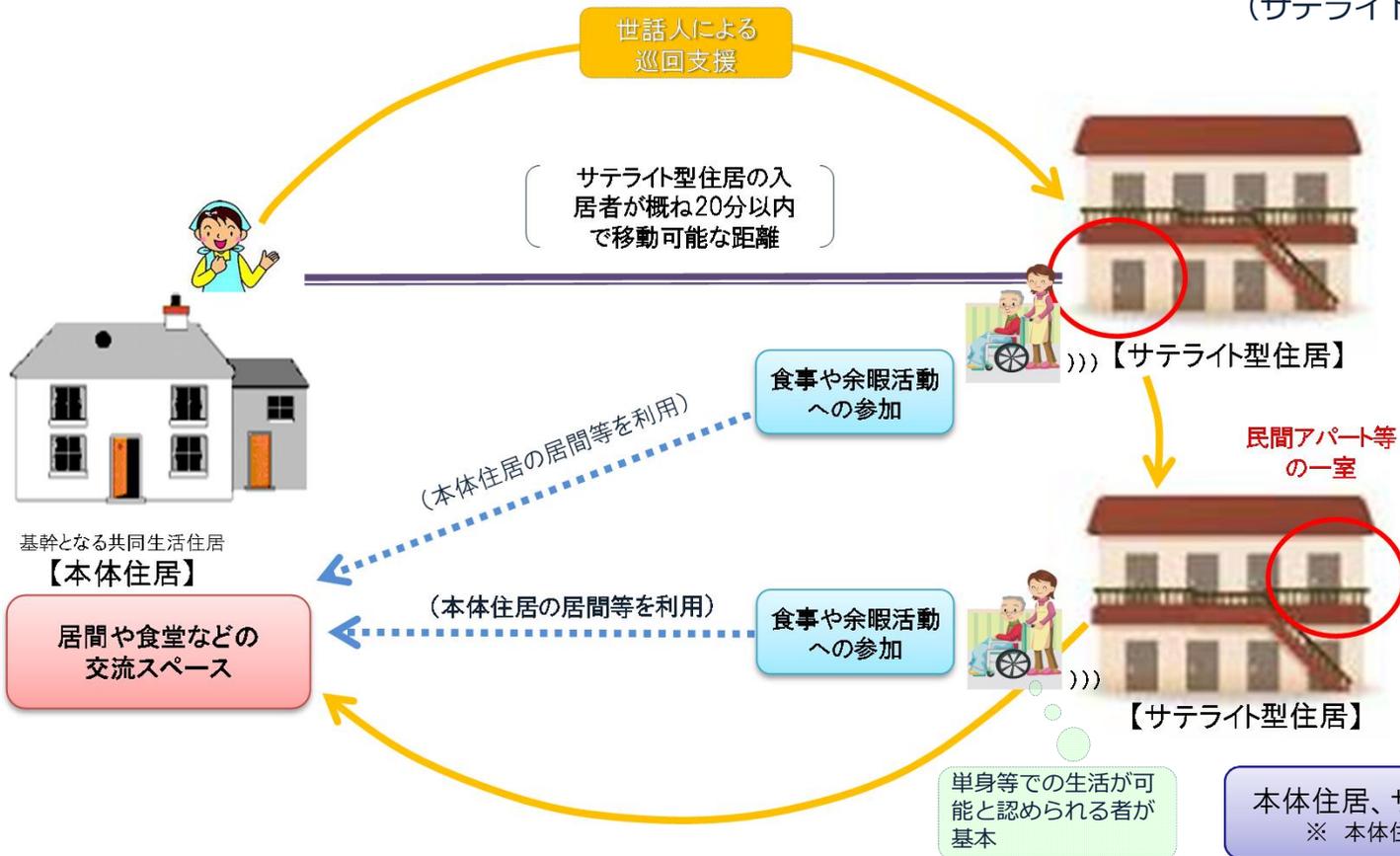
グループホーム（サテライト型）の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

（サテライト型住居を設置する場合のグループホームの設備基準）



	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器（携帯電話可）	—
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	—

（※）サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。

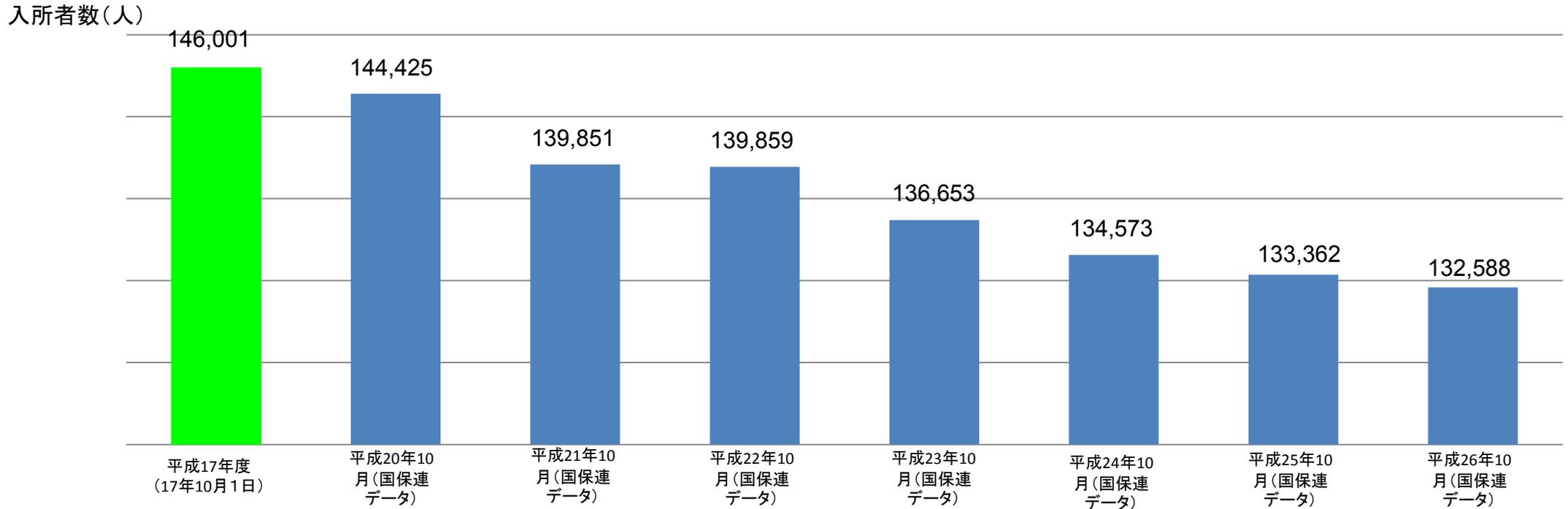
本体住居、サテライト型住居（※）のいずれもグループホーム事業者が確保 ※ 本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）が上限

施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

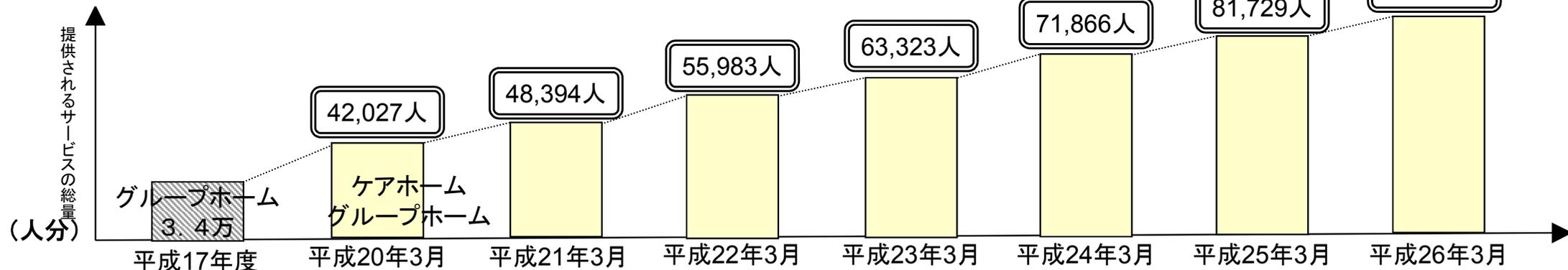
○施設入所者数の推移

出典：国保連データ速報値等



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



グループホームの施設整備に対する助成制度

社会福祉施設等施設整備費補助金

1 対象法人

社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人等

2 整備区分

新築、改修

3 基準単価（平成27年度）

整備区分	基準単価（事業費ベース）
創設	※ エレベーター等設置整備を行う場合
	<u>2,880万円以内</u> <u>3,080万円以内</u>
改修	※ エレベーター等設置整備を併せて行う場合
	<u>1,000万円以内</u> <u>1,200万円以内</u>
	※ エレベーター等設置整備のみの場合
	<u>200万円以内</u>

4 負担割合

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4

グループホームの利用の際の助成

1 目的

グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

3 助成額（月額）

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

- ※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。
- ※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。
- ※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。
(例：平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1 / 2 （負担割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4）

5 施行期日

平成23年10月1日

認知症高齢者GH等火災対策検討部会の設置（平成25年3月11日～）

平成25年2月、認知症高齢者グループホーム(8日)及び障害者グループホーム(10日)で火災。人的被害が発生。

それぞれの施設類型について火災翌日には防火安全体制の徹底・点検について通知。12日には、社会福祉施設等全体について防火安全体制の徹底を呼びかけた。

消防庁において①「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」②「障害者施設等火災対策検討部会」を開催。①はすでに報告書も完成

②も26. 2. 6が最終回→3月28日にとりまとめ

介護施設で火災 4人死亡

長崎 2人重体、6人重軽症

高齢者ら入居

8日午後7時40分ごろ、長崎市東山手町のグループホーム「ベルハウス東山手」1階から出火、同階の約50平方メートルを焼いた。市消防局によると、入居者の男女2人が搬送され、うち女性1人が死亡。ほかにも男女2人が重体、残る6人が重軽症という。長崎県警大浦署と消防は出火原因を詳しく調べる。

大浦署によると、死亡したワケさんという。介護保険法に基づき認知症高齢者が介護を受ける必要があると判断された。長崎市福祉事務所に、症状グループホームに指定。昨年8月の長崎市のキサンさん、ナツマさん、ベルハウス東山手し、認知症の患者も入居した。昨年8月の長崎市のチヨコさん、オオタ・サは市が2006年4月、していた。定員は9人で、個室ではスワッグライ



煙を上げるグループホーム「ベルハウス東山手」(8日、長崎市東山手町)＝長崎新聞社提供

は設置されていなかった。この施設の規模では消防法に基づく設置義務はないが、市は設置を勧めたという。大浦署によると、同階には出火原因、入居者などが発生した。建物管理人は、職員がいた。建物は地下1階、地上3階建ての鉄筋コンクリート造りで、延べ床面積は約500平方メートル。入居者は地下と地上1、2階部分に住んでいたとみられる。搬送されたのは67歳と101歳。入居者が撃つす1階の2部屋が激しく燃えており同層はうち1部屋が火元とみられている。通行人が煙が臭えるという。JR長崎駅の南約2キロ離れた観光名所「グラバー園」やオランダ坂に近く住宅などが密集した地域。長崎消防局は原因を調査するため、9日に職員ら計7人を施設に派遣することを決めた。高齢者が入居する施設は、10年3月の火災では、10年3月、札幌市の認知症高齢者向けグループホームで火災が発生、男女7人が死亡した。06年3月には群馬県渋川市の一軒家ホーム「たまゆら」の火災で50、80代(当時)の10人が死亡。06年1月に長崎県大村市の認知症高齢者向けグループホームで起きた火災でも7人が死亡した。

25. 2. 9
日経新聞

新潟で障害者施設火災

1人死亡、居室が火元か

十日午前五時ごろ、新潟市西区坂井の障害者向けグループホーム「新潟もぐらの家」が、一人が死亡した。約十二平方メートルが全焼など軽傷を負い、四人が搬送されたがけがはなかった。六人とも男性。新潟西署によると、出火時は入居者七人が一部、階建ての施設にいた。遺体は焼けた一階の居室から見つかり、同署はこの部屋に住む佐野俊一さん(53)とみて確認を急いでいる。佐野さんは足が不自由だった。部屋にはファンヒーターや

ベッドがあり、出火原因を調べている。所管する新潟市によると、施設は社会福祉法人「新潟もぐら会」が一九八二年に開設。二〇一〇年十月にグループホームの指定を受けた。重度ではない障害者向けで、夜間の職員常駐は義務付けられていない。スプリンクラーや防火扉も義務がなく設置されていなかった。定員十人に九人が入居していた。市は「法令違反は確認されていない」としている。施設の田中滋世所長(53)は取材に対し「通報設備の設置や防火訓練など火災を未然に防ぐ努力はしてきたつもり。結果的に(一人)が亡くなったことは申し訳ない」と涙で声を詰まらせた。

25. 2. 11 東京新聞

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設（障害児・重度障害者）、<u>グループホーム</u>（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係</p> <p>①障害児施設（入所）</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・<u>グループホーム</u>（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）</p>	275㎡以上	<p>全ての施設 ※2を除く。</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>
<p>【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項八関係</p> <p>①障害児施設（通所）</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・<u>グループホーム</u>（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。）</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上	<p>利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、 又は、延べ面積が300㎡以上のもの</p>	500㎡以上	

★平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、**平成30年3月末までの猶予期間あり**。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（概要）

（平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）平成26年4月1日現在

◆ 趣 旨

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

（1）グループホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

（2）公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

（3）民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び（自立支援）協議会との緊密な連携
- 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

（4）地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

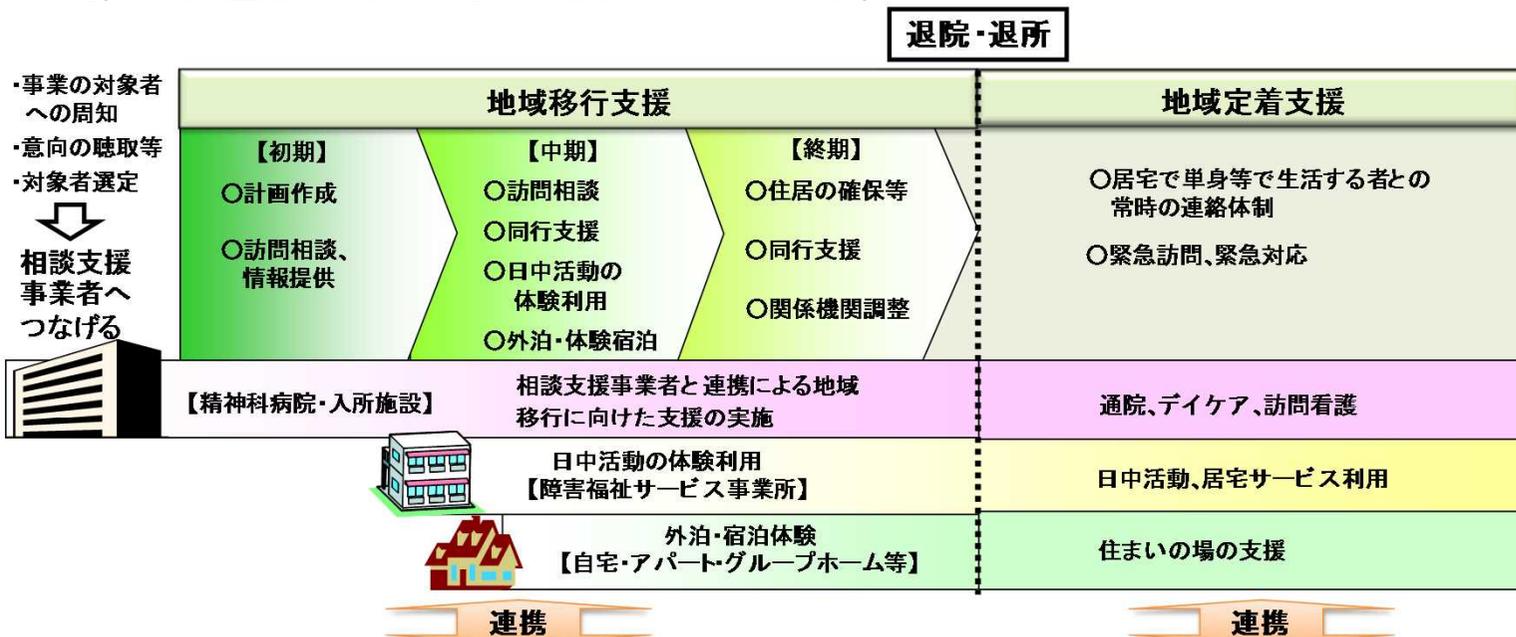
- 障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



・事業の対象者への周知
・意向の聴取等
・対象者選定
↓
相談支援事業者へつなげる

報酬単価

(地域移行支援)

- ・地域移行支援サービス費 2,323単位/月
- ・初回加算 500単位/月
(利用を開始した月に加算)
- ・退院・退所月加算 2,700単位/月
(退院・退所月に加算)
- ・集中支援加算 500単位/月
(月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)
- ・障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
- ・体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位/日
- ・体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日
- ・特別地域加算 +15/100

(地域定着支援)

- ・地域定着支援サービス費
〔体制確保分〕 302単位/月
〔緊急時支援分〕 705単位/日
- ・特別地域加算 +15/100

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

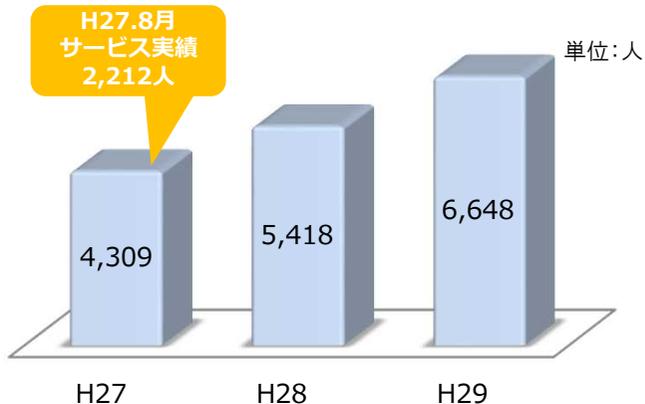
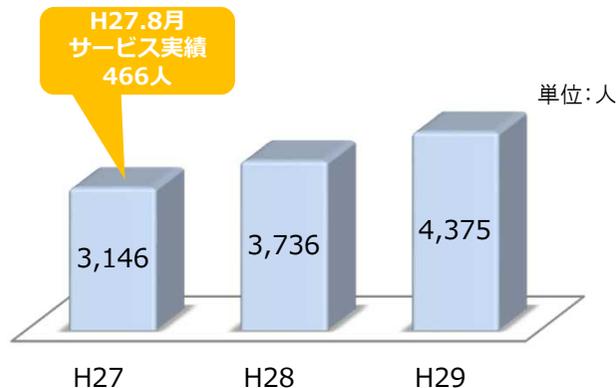
	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	267事業所	422事業所
利用者数	466人	2,212人

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

◆ 第4期障害福祉計画における見込量

地域移行支援

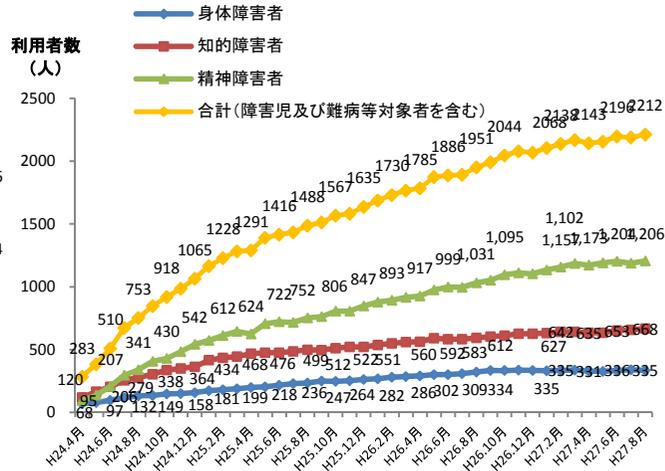
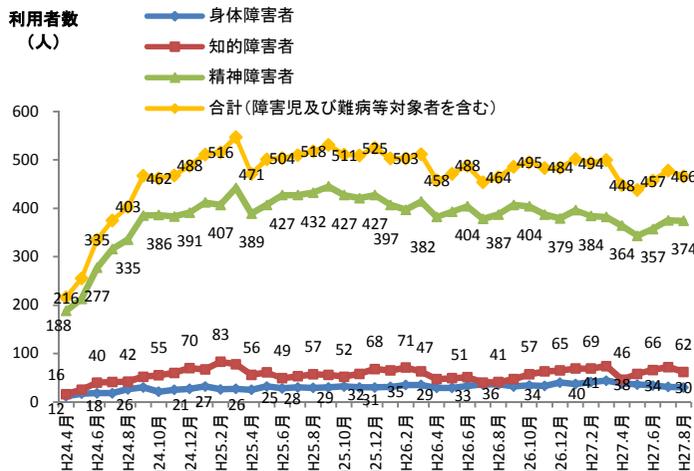
地域定着支援



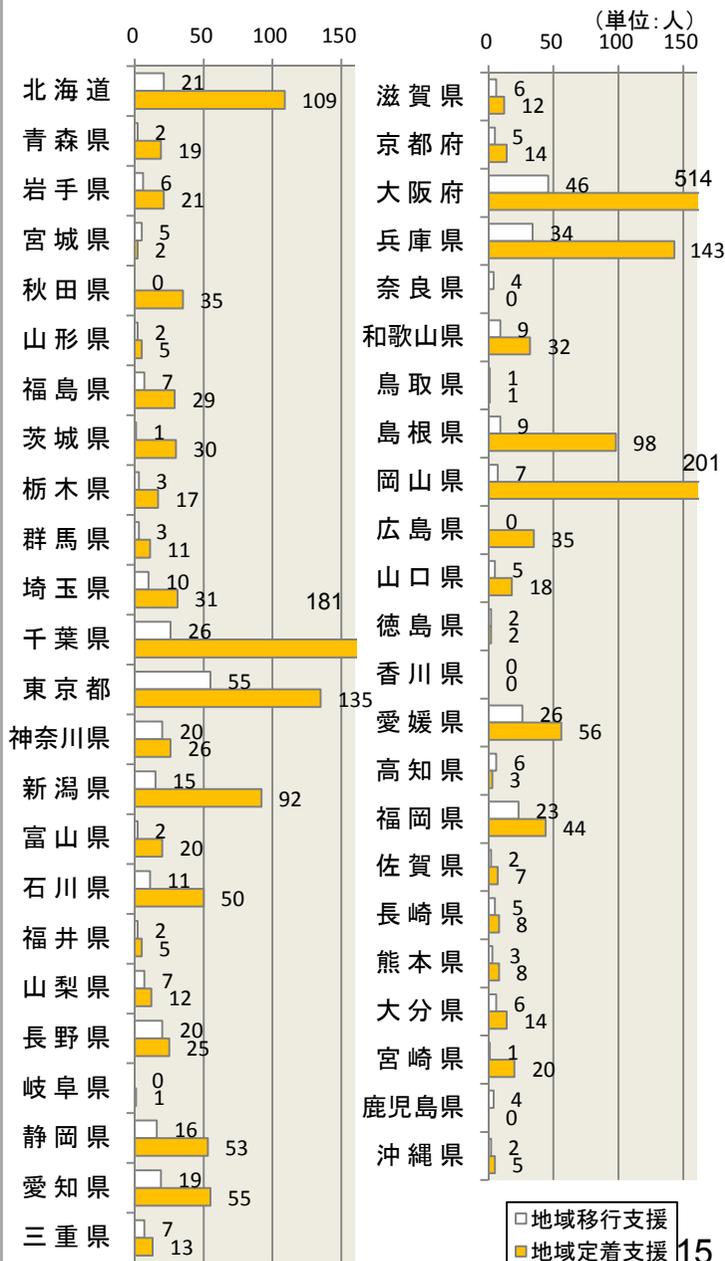
◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H27.8)

地域移行支援

地域定着支援



◆ 都道府県別利用者数 (H27.8)



《参考》 障害者部会報告書（抄）

『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会障害者部会報告書～』
(平成27年12月14日)

Ⅲ 各論について

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援するサービス等)

○ グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。